

行政処分の公表

平成29年11月10日

阪神バス株式会社

平成29年8月5日、一般路線バス尼崎市内線43系統（宮ノ北団地発阪神尼崎行き）において、最終停留所の一つ前の停留所で乗客が0名になったため、最終停留所まで運行せず帰庫する事案がありました。これは、道路運送法に基づく運行計画に定めるところに従わず一部区間の不通行を生じさせたことに該当するため、本日、当社武庫営業所は、近畿運輸局より下記の行政処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、適切な運行の確保に取り組んで参ります。

記

(1) 処分の内容

延べ10日間の事業用自動車使用停止処分

(2) 当該処分に基づき講ずる措置

乗務員に対する教育及び指導監督を適切に実施し、再発防止に取り組んでまいります。

以上